

反対討論の全文

18番、おおいた民主クラブの井手口良一です。会派を代表して、総務常任委員長報告のうち、請願の審査結果に関する報告3件について反対討論を行います。

まず、平成27年請願第4号「安保関連法案に反対する意見書提出方について」に関する委員長報告に対する反対討論です。

委員長報告は不採択です。昨日「安保関連法案」は衆議院の議決を経て参議院に送付されました。一昨日の平和

安全法制特別委員会決議といい、昨日の本会議といい、政府与党のあまりにも強引な国会運営に、国民は安倍政権への怒りと不信感、さらにはこの国の将来への不安を募らせています。

佐藤市長も新聞紙上で言明している通り、防衛・外交にかかわる政策は国の専権事項です。我々おおいた民主クラブも法案の中身について論議するものではありません。法案の中身がどのようなものであれ、それが防衛・外交にかかわるものである限り、地方議会としては国民の選良である国会議員の良心と良識に基づく、慎重審議が尽くされることを見守るべきであると考えています。残念ながら、一昨日、昨日の国会審議の流れは、その我々地方議員の信頼に応えるものではありませんでした。

今回の法案については、6月4日に開かれた衆院憲法審査会において、自民党が推薦した憲法学者が、集団的自衛権の行使は「憲法違反」であると述べています。法案の提出者である政権与党側の推薦した参考人までが、国会が正式に召集した憲法審査会で、法案が違憲であり、現政権に許容されている憲法解釈の範囲を逸脱したものであるとの意見陳述したにも拘らず、安倍政権は安保関連法案を国会に上程し、昨日の強行採決に行っております。

憲法が論議の対象となる以上、わたしどもの大分市議会も、大分市民であると同時に、憲法を遵守すべき日本国民である47万人を代表する機関のひとつとして、国会に対して意見書を提出すべき立場にあると考えます。

政権に委ねられた国民の負託は、現行憲法の範囲内でなされるものであり、憲法の本質並びに条文の勝手な解釈まで委ねられているわけではありません。現政権が憲法を恣意的、好き勝手に解釈変更することを許すということは、今日の日本の国の在り方の基本である、立憲主義、民主主義そのものを崩壊させ、独裁国家、専制国家、70年前の悪夢の再来を許すことにほかなりません。

さらに歴代の内閣法制局長官職経験者も、口をそろえて、今回参議院に送られた安保関連法案について「違憲である」と言明しています。

これを大分市議会に置き換えてみるならば、我々が条例案を提出するときに、議会事務局の法規担当者が、上部法などに抵触していると指摘した条例案を、そのまま強引に議会に上程することに等しく、議会人としての常識を欠く、許すことのできない暴挙と言わざるを得ません。



平成27年7月17日本会議にて反対討論

わたしどもおおいた民主クラブは、法案の提出者の側から出た参考人でさえ違憲とする「安保関連法案」を、一旦廃案にすること、その上で同法案が違憲とされる部分について、憲法を改正しても成立させることが必要だと、安倍政権が考えるのであれば、速やかに改憲国会を召集して、憲法改正について慎重に論議を重ねた上で、その結論を国民に発議すべきであると考えます。

この平成27年請願第4号はその趣旨において、わたしどもの考え方と基本的に同じ方向性にあると判断し、採択すべきと考えます。

従って、平成27年請願第4号「安保関連法案」に対する意見書提出方についての委員長報告に反対します。

以下、平成27年請願第5号「平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は慎重に審議し廃案を求める意見書提出方について」、および平成27年請願第6号「戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書提出方について」に対しましても、同様の基本的な立場から委員長報告に反対致します。